

令和3年度定期監査等の結果に基づく措置内容

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
企画財政部	人権推進課	人権ふれあいセンター使用料の一部において、使用料の算出を誤り、徴収すべき使用料が過大となっている事例があった。 税外収入徴収簿を作成し、適切な事務処理に努められたい。	過大に徴収した人権ふれあいセンター使用料については、指摘後速やかに還付を行った。また、税外収入徴収簿を作成し、適切に事務処理を行うようにした。	R4. 5. 25
企画財政部	人権推進課	改良住宅家賃については、毎月末までにその月分を納付しなければならないとされており、調定はその月分について毎月行われているが、前納された家賃については調定されていなかった。 前納された家賃についても、収納を確認した時点で速やかに調定するよう改善されたい。	改良住宅家賃について、毎月行う調定に加え、前納された家賃についても収納を確認した時点で速やかに調定を行うこととした。	R4. 5. 25
市民生活部	健康推進課	会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、一般に利用し得る最短の経路の長さによる通勤距離に応じて月額が定められているが、規則に基づいた通勤距離を用いることなく、通勤届に記載された通勤距離をそのまま用いたことにより、一部において支給すべき費用弁償が過大となっている事例があった。 費用弁償の支給の決定に当たっては、通勤届を精査されたい。	当該会計年度任用職員の採用（令和2年4月1日）から令和3年11月末までの過支給分について、令和4年4月12日に返納された。 また、当該職員以外の会計年度任用職員の通勤届についても、再度全員分の点検、確認を行った。	R4. 5. 9
福祉部	社会福祉課	会計年度任用職員の年次有給休暇について、規則では、取得単位は1日とすると規定されているが、1時間を取得単位とする運用が行われていた。	令和4年4月1日以降から年次有給休暇を1日単位として取得するよう運用の見直しをすることとした。	R4. 4. 1
福祉部	正則保育園	会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、通勤距離に応じて月額が定められている。通勤届によると10キロメートル以上15キロメートル未満の7,100円となるべきところ、5キロメートル以上10キロメートル未満の4,200円を適用していたことにより、一部において支給すべき費用弁償が過少となっている事例があった。 費用弁償の支給の決定に当たっては、通勤届を精査されたい。	令和3年度会計年度任用職員の令和3年4月分から令和3年9月分までの過不足分（2,900円×6ヶ月＝17,400円）を10月分給与に含めて支給した。 また、当該会計年度任用職員以外の会計年度任用職員の通勤届についても、再度全員分の点検、確認を行った。	R4. 3. 31

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
建設産業部	土木課	河川占用料の督促について、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならないと規定されているが、15日後を指定している事例があった。	令和4年1月以降に督促状を発することがある場合は、河川法第74条第2項の規定により、指定すべき期限は督促状を発する日から起算して20日以上経過した日とすることとした。	R4. 4. 14
建設産業部	土木課	河川占用料の督促状について、不服申立ての教示がされていなかった。	許可と同様、令和4年1月から河川占用料に係る督促状に不服申立ての教示を記載し、行政不服審査法等について課内に周知徹底した。	R4. 4. 14
建設産業部	産業振興課	市民農園貸付料金について、4月28日を納期限として納入通知書を出していたが、12月まで未納があることの把握ができておらず、督促状も発せられていない事例があった。 税外収入徴収簿を活用して収納状況を適宜把握するよう、適切な事務処理に努められたい。	未納の利用者に対して電話連絡及び訪問により徴収した。 令和4年度以降の利用分については、「ふれあい農園利用料金徴収簿」により収納状況を適宜把握することとした。	R4. 3. 31
建設産業部	七宝焼アートヴィレッジ	七宝焼アートヴィレッジ使用料について、利用者は当該施設の利用開始前において市長が指定する日までに、使用料を納付しなければならないと規定されているが、指定納期限を施設を利用しようとする日の7日後にしていたことから、納付の日も施設の利用後となっている事例があった。 規則に基づき適切な事務処理に努められたい。	令和4年度使用分から、指定納期限を当月使用開始初日とし、納付日が施設の利用後にならないようにした。	R4. 4. 17
教育部	甚目寺東小学校	郵便切手受払簿について、使用した日付及び枚数は記載されているが、購入枚数が記載されておらず、また、使用後の残数を記入する欄がないため実枚数の突合ができない状況となっていた。 残数の状況を容易に確認できる様式に改め、適切な事務処理に努められたい。	指摘を受け、翌月の令和3年11月分から様式を改めた。新様式は、切手の種類ごとの購入枚数及び使用枚数並びに残枚数を記載するものとなっており、実枚数の突合をすることができるものとなっている。	R4. 4. 6

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
教育部	スポーツ課	七宝総合体育館使用料を収入するときは、利用許可に合わせて調定を行い、利用者に対して納入の通知を行うものであるが、使用料の納付後に調定が行われていた。 納付後の調定が認められるのは、性質上納付前に調定できない歳入に限られているため、事前に調定するよう適切な事務処理に努められたい。	令和5年4月1日から利用許可に合わせて事前に調定するよう是正した。	R5.8.1
教育部	スポーツ課	行政財産目的外使用料について、自動販売機の設置に伴う電気使用料は最大消費電力により、500ワット未満、500ワット以上1,000ワット未満、1,000ワット以上に区分すると規定されているが、適用すべき区分を誤り、徴収すべき電気使用料が過少となっていた。	ご指摘の事例においては、自動販売機製造会社に最大消費電力を確認し、正しい区分にて再請求を行った。不足の電気使用料については、該当団体代表者に連絡のうえ、令和4年2月28日までに納付を確認した。 全ての自動販売機に個別の電気メーターを設置し、令和4年度からは、使用料に応じた電気使用料を毎月請求することとした。	R4.4.13